

エノログ（ワイン醸造技術管理士）資格認定事務規定

① 申請手続き

一般社団法人 葡萄酒技術研究会（以下、当会）認定のエノログ資格の呼称を希望する者（以下、資格呼称希望者）は、申請書に経歴書、最終学歴証明書、職歴証明書を各一通添付し、写真（上半身、パスポートサイズ、6ヶ月以内に撮影したもの）1葉、認定費用とともにエノログ部会（以下、本部長）に提出する。提出された書類の記載事項は、本人の了解なくして、当会及び本部会の運營業務、並びに国際エノログ連盟への登録手続き以外には使用しない。

② 申請書と経歴書

申請書は別紙1、経歴書は別紙2による。

③ 最終学歴証明書、職歴証明書

最終学歴書とは資格呼称希望者が卒業または修了した大学または専門学校所定の最終学歴書を、また、職歴証明書とは資格呼称希望者が資格呼称に必要な3年間以上所属する会社、機関の所定職歴証明書をいう。なお、1社（機関）で勤務期間3年間の条件を満たさない場合、複数の職歴証明書を提出することが出来る。

④ 認定費用

認定費用は3,000円とする。

⑤ 認定審査

提出された書類に基づき、原則として5月、12月に本部会会長および本部会役員により認定審査を実施する。なお、必要に応じて臨時に審査を行うことも出来る。審査結果は申請者に速やかに連絡するとともに、認定者については、その氏名、勤務先を当会幹事会および当部会員に報告する。

⑥ 部会入会金の納付

認定審査で資格呼称を認定された者は、部会入会金10,000円を本部会に納付する。
なお、認定の通知を受けた後、部会入会金を3ヶ月以上納付しない者については、資格呼称の認定を取消すことが出来る。

⑥ エノログ認定書および本部会の徽章の授与

本部会は部会入会金の納付を確認した後、当該呼称認定者にエノログ認定書および本部会の徽章を授与する。

付則 本規定は平成18年4月1日から施行する。

本規定は平成19年12月14日に改正する。

以 上